

青森県報

号外第二十七号

平成二十二年
三月三十一日
(水曜日)

目次

教育委員会

- 青森県教育委員会事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則……………(職員福利課) ……一
- 青森県教育委員会の事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則……………(同) ……一
- 青森県教育委員会文書取扱規程の一部を改正する訓令……………(同) ……一
- 青森県教育委員会職員服務規程の一部を改正する訓令……………(同) ……一
- 青森県立学校臨時職員管理規程の一部を改正する訓令……………(教職員課) ……二
- 青森県教育委員会非常勤職員及び臨時的任用職員管理規程の一部を改正する訓令……………(職員福利課) ……二
- 青森県立学校職員規程の一部を改正する訓令……………(教職員課) ……三

教育委員会

青森県教育委員会事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年三月三十一日

青森県教育委員会

青森県教育委員会規則第四号

青森県教育委員会事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則

青森県教育委員会事務局の組織等に関する規則(昭和三十二年四月青森県教育委員会規則第六号)の一部を次のように改正する。

第九条の三に次の一号を加える。

九 県総合運動公園(三内丸山遺跡の保存活用等に係る拠点施設に限る。)に関すること。

附則

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

青森県教育委員会の事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年三月三十一日

青森県教育委員会

青森県教育委員会規則第五号

青森県教育委員会の事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則

青森県教育委員会の事務の委任等に関する規則(昭和三十二年一月青森県教育委員会規則第二号)の一部を次のように改正する。

第一条第十八号中「減免に関すること」を「徴収及び減免に関する施行について定めること」に改める。

附則

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

青森県教育委員会訓令甲第一号

庁内一般
出先機関
所轄教育機関

青森県教育委員会文書取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十二年三月三十一日

青森県教育委員会

青森県教育委員会文書取扱規程の一部を改正する訓令

青森県教育委員会文書取扱規程（昭和三十六年十二月青森県教育委員会訓令甲第十号）の一部を次のように改正する。

別表第一の(3)中平内高等学校の項及び南郷高等学校の項を削る。

附 則

この訓令は、平成二十二年四月一日から施行する。

青森県教育委員会訓令甲第二号

庁 内 一 般
出 先 機 関
所 轄 教 育 機 関

青森県教育委員会職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十二年三月三十一日

青森県教育委員会

青森県教育委員会職員服務規程の一部を改正する訓令

青森県教育委員会職員服務規程（昭和三十七年七月青森県教育委員会訓令甲第九号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「午後五時三十分」を「午後五時十五分」に改め、同条第三項第一号中「午後五時」を「午後四時四十五分」に改め、同項第二号中「午後六時十五分」を「午後六時」に改める。

第二号様式中「日」を「日 毎 分」から「日 毎 分」に改める。

第二号様式の三中「區 時間勤務」を「區 時間 分勤務」に改める。

第二号様式の九中「冊 時間」を「冊 時間」に改める。

冊 時間 分」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十二年四月一日から施行する。

青森県教育委員会訓令甲第三号

庁 内 一 般
県 立 学 校

青森県立学校臨時職員管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十二年三月三十一日

青森県教育委員会

青森県立学校臨時職員管理規程の一部を改正する訓令

青森県立学校臨時職員管理規程（昭和四十一年四月青森県教育委員会訓令甲第四号）の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「三十時間」を「二十九時間」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十二年四月一日から施行する。

青森県教育委員会訓令甲第四号

庁 内 一 般
出 先 機 関
所 轄 教 育 機 関

青森県教育委員会非常勤職員及び臨時的任用職員管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十二年三月三十一日

青森県教育委員会

青森県教育委員会非常勤職員及び臨時的任用職員管理規程の一部を改正する訓令

青森県教育委員会非常勤職員及び臨時的任用職員管理規程（昭和四十一年十二月青森県教育委員会訓令甲第九号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「三十時間」を「二十九時間」に改める。

別表の年次休暇の項中「三十時間」を「二十九時間」に改め、「二時間」の下に「ただし、残日数のすべてを使用しようとする場合において、当該残日数に一時間未満の端数があるときは、当該残日数のすべてを使用することができる。」を加え、同表の特別休暇の項中

<p>職員の妻が出産する場合であつてその出産予定日の八週間（多胎妊娠の場合にあつては、十四週間）前の日から当該出産の日後八週間を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（妻の子を含む。）を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるときに与えられる休暇</p>	<p>当該期間内における五日に当該任用期間の月数を乗じ、十二で除して得た日数（一日未満の端数は、切り捨て）</p>
<p>中学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）を養育する職員が、その子の看護（負傷し、又は疾病にかかつたその子の世話を行うことをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合に与えられる休暇</p>	<p>人事委員会規則一三八（職員の勤務時間、休日及び休暇）の適用を受ける職員の例による。</p>
<p>職員の妻が出産する場合であつてその出産予定日の八週間（多胎妊娠の場合にあつては、十四週間）前の日から当該出産の日後八週間を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（妻の子を含む。）を養育</p>	<p>当該期間内における五日に当該任用期間の月数を乗じ、十二で除して得た日数（一日未満の端数</p>
<p>一日、半日又は一時間 ただし、残日数のすべてを使用し ようとする 場合におい</p>	

を

する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるときに与えられる休暇

中学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）を養育する職員が、その子の看護（負傷し、又は疾病にかかつたその子の世話を行うことをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合に与えられる休暇

は、切り捨て、当該残日数に一時間未満の端数があるときは、当該残日数のすべてを使用することができる。

職員が親族の喪に服する場合に与えられる休暇

同表の備考三中「。以下「残日数」という」を削り、「残日数を」を「当該日数を」に、「残日数は」を「当該日数は」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十二年四月一日から施行する。

青森県教育委員会訓令甲第五号

各 県 立 学 校

青森県立学校職員規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十二年三月三十一日

青森県教育委員会

青森県立学校職員規程の一部を改正する訓令

青森県立学校職員規程（昭和三十二年十一月青森県教育委員会訓令甲第六号）の一部を次のように改正する。

第十一条（見出しを含む。）中「休日の」を「時間外勤務代休時間及び休日の」に改める。

様式第十七号の四中「母職期間の吟味 期間」を「母職期間の吟味 時間」に改める。

附 則
この訓令は、平成二十二年四月一日から施行する。

(発行所・発行人)
青森市長島二丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七七
号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭